

秋田県立田沢湖スポーツセンター

約款及びご利用規則

適用範囲

第 1 条

1. 当館が利用客と締結する宿泊契約及び運営に係る契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとする。
2. 当館が、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

利用契約の申し込み

第 2 条

1. 当館に利用契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を申し出ていただきます。
 - (1) 利用者名(宿泊者名)
 - (2) 利用日及び利用時間 宿泊日及び到着予定時間
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
 - (4) その他当館が必要と求める事項
2. 利用者が、利用中に前項(2)の利用時間及び宿泊日を超えて利用・宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな利用及び宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

利用契約の成立等

第 3 条

1. 利用契約は当館が前条の申し出を承認したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により利用契約(宿泊契約)が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定される日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までお支払いいただけない場合は、利用契約(宿泊契約)はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を利用客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約

第 4 条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応ずることがあります。
2. 利用契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じなかったものとして取り扱います。

利用契約締結の拒否

第 5 条

1. 当館は、次に掲げる場合において、利用契約(宿泊契約)の締結に応じないことがあります。
 - (1) 利用の申し込みがこの約款によらないとき
 - (2) 利用者が多く利用施設に余裕がないとき
 - (3) 利用しようとするものが、利用に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
 - (4) 利用しようとするものが、伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (5) 利用に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
 - (7) その他、法律及び都道府県条例の規定に該当するとき

利用者の契約解除権

第 6 条

1. 利用者は当館に申し出て、利用契約を解除することができます。
2. 当館は利用者がその責めに帰すべき事由により利用契約の全部又は、一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払より前に宿泊客が宿泊契約を解除した時を除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、利用客が利用契約を解除したときの違約金支払い義務について、当館が利用客に告知したときに限ります。

3. 当館は、利用者が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その利用契約は利用者により解除されたものと見なし処理することがあります。

当館の契約解除権

第7条

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 利用しようとするものが、利用に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
 - (2) 利用しようとするものが、伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (3) 利用に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (4) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用させることができないとき
 - (5) 寝室での喫煙、消防設備に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき
 - (6) その他、法律及び都道府県条例の規定に該当するとき
2. 当館が前項の規定に基づいて利用契約を解除したときは、利用客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

利用の登録

第8条

1. 利用者は利用当日、館受付において、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 利用者の氏名、年齢、性別、住所及び職場等の連絡先。
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 施設利用時間、出発日及び出発予定時間
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 利用客が第12条の使用料金の支払いを通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

施設の利用時間

第9条

1. 宿泊客が当館の客室を利用できる時間は、午後3時から翌朝10時迄とします。但し、連続して宿泊する場合においては到着日及び、出発日をのぞき、終日使用することができます。しかし、宿泊出発日の変更、客室の満室等で連続して同じ客室を使用できない場合は、宿泊契約は分けて締結し、条規の規定には準じないものとします。
2. 宿泊以外の施設の開場時間は、8:30から21:30とします。但し、照明のない施設については日没時間とします。
3. 当館は、前項の規定にかかわらず、時間外の施設及び客室使用に応ずることがあります。この場合には、追加料金を申し受ける場合があります。

利用規則の遵守

第10条

1. 利用者は、当館においては、当館が定めた利用規則に従っていただきます。

第11条

1. 当館の主な施設の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は、備え付けのパンフレット、各所の掲示板等でご案内いたします。
 - (1) 受付・キャッシャー等サービス時間

イ 門限	22:00		
ロ 受付	6:00	～	22:00
ハ 会計(精算)	8:00	～	17:00
 - (2) 飲食等サービス時間

イ 朝食	7:00	～	8:30
ロ 昼食	12:00	～	13:30
ハ 夕食	18:00	～	19:30
ニ その他の飲食等	18:00	～	21:55
 - (3) 入浴 15:00 | ～ | 23:00 |
2. 前項の時間は、やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法を持ってお知らせします。

料金の支払い

第12条

1. 当館利用客が支払うべき使用料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の使用料金の支払いは、通貨(日本円)又は、当館が契約している利用券等の方法により、当館が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当館は、利用客に利用施設を提供し、使用が可能になったのち、利用者が任意に利用しなかった場合においても、使用料金を申し受けします。

当館の責任

第 13 条

1. 当館は、利用契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により利用者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当館は、消防機関から防火基準点検済証を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、施設賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取り扱い

第 14 条

1. 当館は、利用客に契約した宿泊客室を提供できないときは、その利用客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を利用客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰す事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取り扱い

第 15 条

1. 利用客が当館受付にお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力ある場合を除き、当館はその損害を賠償します。但し、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、利用客がそれを行わなかったときは、当館は10万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 利用客が当館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であって当館受付にお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは当館はその損害を賠償します。但し、利用客からあらかじめ種類及び価格の明告の無かったものについては、当館に故意又は重大な過失がない場合を除き損害を賠償できません。

利用者の手荷物又は携帯品の保管

第 16 条

1. 利用客の手荷物が、利用に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解した限り責任を持って保管し利用客が当館受付において保管場所の案内を受けられるものとします。
2. 利用客の手荷物又は携行品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が予め当館に対し取り扱いの処理を指示した場合を除き規定の期間保管をいたします。その所有者からの指示がない場合や所有者が判明しないときは、発見日を含め90日間保管したのち、処分します。ただし、貴重品(現金等)については、7日間保管し最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における利用客の手荷物又は携行品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては、前条第1項の規定に、前項の場合にあっては前条第2項の規定に準じるものとします。

駐車場の責任

第 17 条

1. 利用客が当館の駐車場をご利用になる場合、車輛のキーの奇託にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車輛の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理責任にあたり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

利用客の責任

第 18 条

1. 利用客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該利用者は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

【別表】

【第1. 利用料金の算定方法（第2条第1項及び第11条第1項関係）利用客が支払うべき総額

	内訳
利用料金	(1) 宿泊料金 (2) 使用料金 (3) 用具使用料金 (4) 食事料金 (5) その他の利用料金

- 備考
1. 使用料金は、別表館料金表による。
 2. 幼児料金は小学生以下に適用し、寝具等を提供したときは小学生料金を適用します。

【第2項 違約金(第5条第2項関係)

	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	14日前	30日前
1 4名まで	100%	50%	30%	10%						
1 5名～3 0名まで	100%	50%	30%	10%	10%	10%	10%			
3 1名～1 0 0名まで	100%	50%	30%	10%	10%	10%	10%	10%		
1 0 1名以上	100%	50%	30%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

注意

- 1 .%は使用料総額に対する違約金の比率です。
- 2 .契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
- 3 .団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申し込みをお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数がでた場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。
- 4 .宿泊予定人数の変更による減員についても、上記違約金条件を適用する場合があります。

ご利用規則

- ・上記利用約款第10条に定めのあるとおり、その遵守にご協力下さいますよう、お願い申し上げます。遵守いただけない場合は、やむを得ず、ご宿泊又は館内諸施設のご利用をお断り申し上げ、又、場合によっては損害をご負担いただくこともございますので特にご留意下さいますようお願い申し上げます。

火災予防上お守りいただきたい事項

- 1 .火災の原因となりやすい場所(寝たばこ)又、喫煙指定場所以外でのおやめ下さい。
- 2 .客室には暖房用、炊事用等の火気、過熱物及びアイロン等の持ち込み、ご使用はおやめください。
- 3 .その他の火災の原因となるような行為はおやめ下さい。
- 4 .消防設備等のいたずらは、安全の維持に支障が生じますのでおやめ下さい。

安全上お守りいただきたい事項

- 1 .お部屋の入り口に避難経路図を表示しておりますので、避難経路をご確認下さい。
- 2 .ご滞在中、お部屋からお出かけになる際は施錠をご確認下さい。
- 3 .ご訪問客とお部屋でのご面会をご遠慮願います。ご面会はロビー又は談話コーナーをご利用下さい。

保健衛生上お守りいただきたい事項

- 1 .館内及び宿泊室への飲食物の持込みは食中毒等の危険がありますのでおやめください。

貴重品、お預かり品及び遺失物のお取り扱いについて

- 1 .現金、貴重品については事故防止のためにお預け下さい。
お預けの際は、受付でお名前、連絡先等明示しお預け下さい。
備え付けのコインロッカーにお預けの際の鍵の紛失の場合は、シリンダー交換が必要となるため、五千円の保証金を戴きます。又、ロッカー解錠作業にお時間がかかりますのでご承知下さい。
- 2 .ご滞在中の現金、貴重品を受付にお預けならずに、紛失、毀損等によって生じた損害については、責任を負いかねますのでご承知下さい。

お支払いについて

- 1 .使用料金の支払いは、通貨(日本円)のみで、ご出発時又は当館が請求したとき受付でお支払いいただきますのでご了承ください。また、利用補助券等で支払いいただく場合は、事前にご連絡下さい。

その他お守りいただきたい事項

- 1 .館内にて他のお客様のご迷惑になるようなもの(動物等)、発熱又は引火性のもの、悪臭を発するもの、危険物となり得るもの、その他法令で所持を禁じられているもののお持ち込みはおやめ下さい。
- 2 .館内での高声、放歌、喧騒な行為、とばく、風紀治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑になるような言動はなさらないようお願いいたします。
- 3 .当館の許可なく、客室、ロビー等を営業行為(展示、広告販売、宣伝販売等)などの他の目的にご使用にならないで下さい。
- 4 .館内設備、備品の現状を著しく変更したり、用途以外にご使用になることはおやめ下さい。
- 5 .宿泊室の窓側、ベランダ、廊下又はロビーなどに物品を陳列したり放置しないようお願いいたします。
- 6 .浴室・洗面所等のご使用後は必ず給湯水を止めてください。
- 7 .下駄、雪駄、ローラースケート・ローラーブレード等車輪のついたもののご入館はご遠慮願います。
- 8 .未成年のみのご宿泊の場合、保護者の許可がないとお断りさせていただくことがありますのでご了承ください。
- 9 .温暖化対策、省資源化にご協力のため、節電、節水に努めるようお願いします。
- 10 .宿泊室のルームキーを紛失された場合は、防犯上シリンダーを交換する為、実費(約壹万円)にて賠償請求いたします。